

精米表示に係る食品表示基準の 一部改正について

千田みずほ株式会社/株式会社ジャンボリア



千田グループの概要



●米穀事業

▶ 会社名：千田みずほ株式会社

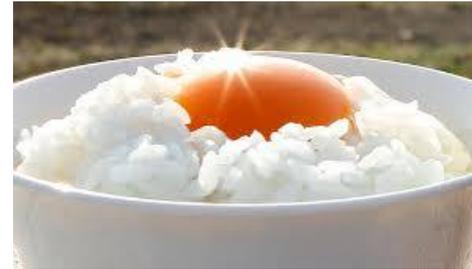


▶ 取扱品目：米穀全般（主食用・もち米・加工用・酒造用・輸出用・飼料用・特定、精米販売）

▶ 認証等：JAS認定、リーファース（トレサビリティ）認定、FSSC22000認証取得、
日本精米工業会精米HACCP認定、農林水産省国内農産物登録検査機関

●米飯事業

▶ 会社名：株式会社ジャンボリア 



▶ 取扱品目：お弁当・お寿司・おにぎり・いなり・巻物・おはぎ・赤飯・おこわ・炊飯米・和風米飯・原料

▶ 認証等：炊飯HACCP認定、ISO22000認証取得

◎「安全なおいしさ」、「健康的な食生活」、「安心な環境」の提供が使命！

◎製品及びサービス全般を通して環境に配慮することが重要！

私たちの考え

はじめに、前提として玄米の検査規格と精米品位はリンクしておらず、精米品質を担保しているわけではありません。

- あたかも、未検査米は生産者が悪意をもって作ったもので、その品質は検査品と比べて劣っているかのような評価をされている方がいますが、その考えは間違っています。
- 生産者は安全・安心でおいしいお米を作るために日々努力しており、栽培するお米の種子の確保から使用する肥料・農薬の種類や使用方法、さらには刈り取り、乾燥・調製にいたるまで細心の注意をはらって作業されています。
- また、その作業工程において、帳票類の保管がおこなわれ、管理履歴が記録されています。
- そのことから、検査を受ける受けないは生産者自身の判断によるものであり、検査品と未検査米に格差はありません。

- ・ 近年、お米の品質分析機器の能力が高まっており、その品位分析データと出荷者（生産者・流通業者等）の管理履歴を確認することによって製品のトレーサは十分担保できると考えます。
- ・ このことから、未検査品であっても、その根拠資料が確認できるのであれば、表示することに問題はないと考えます。
- ・ 仮に、悪意をもって意図的に製品内容と違う表示がなされた場合、そしてそれにより消費者に対して不利益をもたらしたとした場合には、その出荷者（生産者・流通業者等）は大きな代償を払うことになり、事業の存続が出来なくなることは明白です。
- ・ そのような大きなリスクを承知でそのようなことをおこなうとは考えられません。

- ・ 今回の単一原料米の表示事項の変更によって、出荷者（生産者・流通業者等）は、これまで以上に責任ある米生産、原料調達、商品製造が求められることとなります。このことに、しっかり対応することで、消費者の求める「安全・安心・おいしさ」に応えていくことができます。
- ・ 常に消費者のためという目線をもって物事を捉えることが大切です。そのために、多様な創意工夫のできる市場を再構築すること、未検査米、ブレンド米などが表現によって粗悪であるような受け取り方にならないことが重要であり、銘柄ばかりに捉われないお米が出回ることによって、新しいご飯の食べ方や調理方法を含め、消費者の自由な発想を広げることになると思います。
- ・ 最後になりますが、農産物検査には少なくないコストと手間がかかっており、2013年6月14日に閣議決定されました「今後10年間（令和5年）に担い手のコメ生産コスト4割削減」の観点からも、そして消費者のためにも、省力化された品位認定方法の導入が望ましいのではないのでしょうか。